

【記載例6】

給与所得のみの者が特定居住用財産を譲渡し、その譲渡により生じた損失額を翌年以後に繰り越す場合（措法41の5の2を適用する場合）《措法41の5の2適用初年度》

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 30,000,000円
 - ・ 「必要経費」 58,000,000円
 - ・ 「所得金額」 28,000,000円
 (必要経費の内訳)
 - ・ 取得価額 60,000,000円 (土地：30,000,000円、建物：30,000,000円)
 - ・ 償却費相当額 3,240,000円
 - ・ 譲渡費用 1,240,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額」 50,000,000円

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書 <small>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)</small>			
<small>住所 又は 事業所 事務所 居所など</small>	市 町 × × 1 - 2 - 3	<small>フリガナ 氏名</small>	コクゼイ ナツオ 国税 夏男
		<small>電話 番号</small>	() × × × - × × × ×
関与税理士名			
(電話)			
【譲渡した資産に関する明細】			
資産の所在地番		合 計	建 物
資産の利用状況	面 積		土地 借地権
譲渡先	住所又は所在地 氏名又は名称		×市 町 3 - 2 - 1 居住用 145㎡
譲渡契約締結日			同左 市 × × 町 3 - 9 - 5 (株) 不動産販売
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①		同左 平成16年3月7日 平成16年3月7日 (借入先 銀行 50,000,000 円)
譲渡した年月日			平成16年5月1日 平成16年5月1日
資産を取得した時期			平成9年12月9日 平成9年12月9日
譲渡価額	②	30,000,000 円	30,000,000 円
取得価額	③	60,000,000 円	30,000,000 円
償却費相当額	④	3,240,000 円	3,240,000 円
差引 (③ - ④)	⑤	56,760,000 円	26,760,000 円
譲渡に要した費用	⑥	1,240,000 円	1,240,000 円
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	28,000,000 円	28,000,000 円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署	資産課税部門	個人課税部門
整理欄		純損失 (有・無)

(平成16年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

F A 0 0 3 1

平成 16 年分の所得税の確定 申告書 (分離課税用)

市 町 × × 1 - 2 - 3

住所
市 町 × × 1 - 2 - 3

氏名
コクゼイ ナツオ
国税 夏男

番号 索引番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	法	条	項	号
	所法	41	5の2	1
	所法	措法		
	所法	措法		

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	シ	
	短期譲渡	軽減分	ズ	
	長期譲渡	一般分	セ	30000000
	長期譲渡	特定分	ソ	
	長期譲渡	軽減分	タ	
	株式等の譲渡	未公開分	チ	
	株式等の譲渡	上場分	ツ	
	先物取引		テ	
	山林		ト	
	退職		ナ	
所得金額	短期譲渡	一般分	54	
	短期譲渡	軽減分	55	
	長期譲渡	一般分	56	28000000
	長期譲渡	特定分	57	
	長期譲渡	軽減分	58	
	株式等の譲渡	未公開分	59	
	株式等の譲渡	上場分	60	
	先物取引		62	
	山林		63	
	退職		64	

総合課税の合計額 ⑨ 14000000
(6000000)

※申告書B第一表の⑨欄の金額を転記してください。

所得から差し引かれる金額 ⑲

※申告書B第一表の⑲欄の金額を転記してください。

税金の計算	⑨ 対応分	65				
	54 55 対応分	66				
	56 57 58 対応分	67				
	59 60 対応分	68				
	62 対応分	69				
	63 対応分	70				
	64 対応分	71				

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期一般	×市 町 3 - 2 - 1	58,000,000 円	28,000,000 円	
		合計 ⑭	28,000,000	

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	退職所得控除額
	円

○ 株式等
先物取引

本年分の69、60欄から差し引く繰越損失額	⑳	
翌年以降に繰り越される損失の金額	㉑	
本年分の62欄から差し引く繰越損失額	㉒	
翌年以降に繰り越される損失の金額	㉓	

整理欄

A	B	C	申告等年月日	
D	E	F	通算	
取得期間	資産	入力	申告区分	

第三表 (平成十五年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第三表の「税金の計算・総合課税の合計額」欄は、第一表の 欄の金額(給与所得の金額(6,000,000円))を下段にかっこ書きし、上段に「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」欄の金額(14,000,000円)を記載します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成 16 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所 又は 事業所 事務所 居所など	市	町 × ×	フリガナ	コクゼイ ナツオ
		1 - 2 - 3	氏名	国税 夏男

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
(赤字の金額は、△を付けなくて書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	28,000,000	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	28,000,000	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	20,000,000	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	20,000,000	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑬・⑭の金額の合計額又は申告書第四表⑯の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	14,000,000	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥		
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦		
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	14,000,000	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	14,000,000	

(※1) 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
(※2) 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
(※3) 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の③、②の金額の合計額とします。

(平成16年分以降用)